

質 問

回 答

担当課へ提出する業務工程表などはいままで通り紙での提出と考えてよいでしょうか。

業務工程表の提出はメール等でも認めているところですが、提出に当たっては発注担当課の指示に従ってください。
なお、業務工程表への押印は省略可としております。

那須塩原市と電子契約をする場合はこちらは印紙などもなく月額利用料などもなく無料でできるということでしょうか。

印紙税は紙の契約書を前提としておりますので、電子契約では不要です。また市と電子契約をする場合は、月額利用料やクラウドサインへの登録も不要です。

契約書以外の書類提出はすべてメール対応になるのでしょうか。

可能な限りメールでご提出いただくこととなりますが、現金保証など書類によっては窓口へ提出いただくものも想定されます。

メールで提出書類は押印が必要ですか。押印後、PDFで送信となりますか。

現状、押印して提出いただいている書類については、押印後PDFで送信してください。
なお、手続を一部見直しを行い、課税事業者届出書の提出は不要としました。

契約は電子契約を用いて、保証協会との契約は従来通りの書面のやりとりにて行うといった、1案件に対し、電子と書面を織り交ぜる方法は取れるのでしょうか？

契約は電子契約、保証書は書面といった選択も可能です。

物品契約者は、金額の大きさによっては 保証料が必要でしょうか。

物品の契約においては保証料は不要です。

システム利用の承認権限者への権限委任手続は必要となりますか。
(例：社長から承認権限者へ)

クラウドサインにおいて契約や書類の送受信を行うためには、適切な「契約締結権限」を持つ方、またはその方から正式に代理権限を委任された方が操作する必要があります。
参考) <https://help.cloudsign.jp/ja/articles/385334>

クラウドサインとドキュサインは別ものですか。連携は可能でしょうか。

クラウドサインとドキュサインは、どちらもオンラインで契約を締結する電子契約システムですが、提供元が異なる別のサービスとなります。現在のところ、システム間での直接的なデータ連携機能は有しておりません。

プランの経費が高い。自店でもでもおきゃす様にPCを販売しているが、契約が少ないから高すぎる。

市と電子契約を締結する場合は無償で利用できます。